

生物多様性のための取組（COP10 愛知目標）

多様な生き物や生息環境を守り、その恵みを将来にわたって利用するための生物多様性保全の問題でも国際間で「生物多様性条約」が結ばれています。2010年（平成22年）10月、愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、その主な成果として、2011年以降の世界目標である「愛知目標」が採択されました。

長期目標（2050年まで） 「自然と共存する社会の創造を目指す」

短期目標（2020年まで）
「生物多様性の意味と価値を全ての人々が理解し、
社会の常識となり、生物多様性の損失を止め、
回復力のある生態系を確保する」

2011年から2020年までの10年間は日本が提案し、国連が定めた「国連生物多様性の10年」です。国内外の社会を構成するあらゆるセクターが連携して、重点的に生物多様性の問題に取り組む期間です。

5つの戦略目標と20の個別目標

生物多様性の主流化
生物多様性の損失の根本原因に対処

- ・生物多様性の価値と行動の認識
- ・生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合
- ・有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用
- ・持続可能な生産・消費計画の実施

直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

- ・生息・生育地の損失速度を半減又はゼロ、生息・生育地の劣化・分断を顕著に減少
- ・水産資源を持続的に漁獲
- ・農業・養殖業・林業を持続的に管理
- ・過剰栄養などによる汚染を有害でない水準へ
- ・侵略的外来種の制御・根絶
- ・脆弱な生態系への悪影響の最小化（2015）

生態系、種及び遺伝子の多様性の保全
生物多様性の状況を改善

- ・陸域の17%、海域の10%を保護地域等へ
- ・絶滅危惧種の絶滅・減少の防止
- ・作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化

生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化

- ・自然の恵みの提供・回復・保全
- ・劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献
- ・ABS名古屋議定書の施行・適用（2015）

参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化

- ・国家戦略の策定・実施（2015）
- ・伝統的知識の尊重・主流化
- ・関連知識・科学的基礎や技術の改善
- ・資金資源を顕著に増加